

↳ 非課税、免税、不課税の違い

Q : 消費税には、非課税、免税、不課税というのがありますが、どう違うのですか、違いがよくわからないのですが。

A : 次のような違いがあります。

【解説】

①「非課税」

消費税は、消費に負担を求める税金ですが、課税の対象とすることがふさわしくない性質のものもありますし、また、政策的配慮から課税の対象としないものもあります。これが非課税といわれるもので、具体的には、土地の譲渡及び貸付けや有価証券等の支払手段の譲渡、貸付金や預金の利子及び保険料、郵便切手や印紙・証紙の譲渡、住宅の貸付け、公的な医療保障制度に係る療養・医療・施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等、介護保険サービスや社会福祉事業・保育所・助産施設を営む事業として行われる資産の譲渡等、保税地域から引き取られる外国貨物等がこれに該当します。

②「免税」

免税とは、一定の条件が履行されることを前提に、納税義務が成立する資産の譲渡等について、消費税を免除することですが、具体的には、輸出や輸出類似取引がこれに該当します。

③「不課税」

賦課税とは、国内における資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の適用外となる取引をいい、具体的には、国外における取引や損害賠償金、寄付金などがこれに該当します。

